

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年4月26日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、本件処分について「生活保護通知書2月差額分11,600円 納付期限令和2年6月24日 及び6月以降 毎月 月額11,600円の減給通知」とした上で審査請求をし、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張しているものと解される。

保険の使い道は、病院関係とリハビリ関係。障害者として、必要なものを、福祉事務所の担当者に伝えてから購入した。その際のレシートは、担当者はまだ見ていない。言語障害、失語症（障害認定はまだ受けていない）、両手、字が書けない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年6月9日	諮問
令和2年8月18日	審議（第46回第4部会）
令和2年9月15日	審議（第47回第4部会）
令和2年10月21日	審議（第48回第4部会）
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知について

法による保護の実施に係る地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・3・(2)・エ・(イ)によれば、「・・・保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人から処分庁に対し、収入・無収入申告書が提出されたことから、このうち、災害入院給付金についての支払金額 25,000 円（以下「本件給付金」という。）を平成 31 年 2 月の請求人の収入とした上で、同額から、次官通知第 8・3・(2)・エ・(イ)に基づき、8,000 円及び別途、請求人から提出された領収書による診断書代 5,400 円、計 13,400 円を控除した後の 11,600 円を同月分の請求人の収入として認定し、請求人に係る保護費の支給額について平成 3

1年2月1日に遡り変更する趣旨で本件処分を行い、この旨本件処分通知書により、請求人に通知したものと認められる。

そうすると、本件における平成31年2月分の収入認定や支給額の変更に関してみれば、上記1の法令等の規定に則って適正になされており、違算等もなく、相当であると認められる。

ところで、本件処分通知書を見ると、「1 保護の種類及び支給額」の欄において、「6月以降支給額 生活扶助 69,810 住宅扶助 9,571 教育扶助 0 一時扶助 0 合計 79,381」と記載されている。この点につき処分庁に確認したところ、「6月以降支給額」とあるが、これは請求人に対する同年6月分以降の保護費の支給額ではなく、本件給付金を同年2月の請求人の収入として認定した結果、差引支給される同年2月分の保護費の支給額を記載したものであるとのことであった。本件処分の経緯及び本件処分通知書の理由欄の記載に照らせば、「6月以降支給額」は「2月分支給額」の誤記であったと推測することも可能である。しかしながら、「6月以降支給額」と「2月分支給額」とは全く意味合いを異にし、かつ、両立しうる概念であり、請求人においても本件処分について「6月以降 毎月 月額11,600円の減給通知」として審査請求をしているものである（第3）。

そうすると、本件処分は、記載文言のとおり「6月分以降支給額を月額79,381円とする」旨の処分と解するほかなく、本件通知書の「3 保護変更理由」欄の「〇〇さんの生命保険の給付金を収入認定します。」との記載では、6月分以降の支給額を月額79,381円と変更する理由提示としては不十分であるといわざるを得ない。仮に、本件処分が「2月分支給額」に関する処分であると解するとしても、「2月分支給額」を「6月以降支給額」とするのは単なる表示の誤記とはいえず、本件処分は取消しを免れない。

なお、既に上記で述べたとおり、平成31年2月分の収入認定や支給額の変更については、適正になされており、違算等もなく相当

である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美